

あたりが、これ幸いと逆襲に転じる可能性は否定できません。法律の専門家でない私が言うのも何ですが、「国際組織犯罪」という部分を明確化すべきところを、わざと曖昧にする。事実上の密告制を導入する。適用罪科が600以上。不自然ですね。

そのうえ、首都圏で頻発する「ピラ配り事件」や人権擁護法案、各地の青少年条例改正などを加味すると、ソフトな全体主義の予兆はすでに現れているのかもしれない。

世論の動向も気になることです。御上に従順で物事を深く考えず、現実を無視して情緒に奔る傾向は日本人の歴史的短所と見ますが、これが霞ヶ関の思惑と結びついた時、とんでもない世の中になるのでは、という危惧を感じます。

### いよいよ佳境、大河原人事委員会審理 “被害者”警察官の証人尋問 ～やっぱり、公務執行妨害はねつ造だった！～

弁護団員 清水 勉  
大河原さんは公務執行妨害を主な理由として懲戒免職処分を受けました。6月29日の第10回請口頭審理は、大河原さんから体当たりをされ怪我をしたと自称している伊藤孝順警部の証人尋問でした。

弁護団の尋問準備会議では、「今回の監察官の証人尋問に比べると地味」となるはずでしたが、いざ証人尋問をしてみると、いろいろおもしろい証言が出て来るものです。



日常生活を監視され続けていた大河原さんは、Nシステムをごまかすために偽造ナンバーを車につけていたことが道路運送車両法違反で捜査対象にされました。ここで不思議なのは、こんな日常的な軽微な事件捜査を地元の高崎警察署ではなく県警本部だけでしているということ。

「これって、おかしくありませんか」。「現職警察官が関わっている事件なので」というので、「でも、伊勢崎署の警察官の事件では現職警察官が捜査情報を提供したのに地元の警察署が担当していますよ」と言うと、「・・・」。しかも、監察室の警察官が2人“応援”として参加。どう考えても、監察室のための口実捜査です。高崎警察署が協力

しないのは当然です。

もっと驚きは、伊藤警部が大河原さんに体当たりされたときの実況見分調書が作成されておらず、現場に2人の警察官がいたにもかかわらず、2人も大河原さんの体当たりを目撃していなかったのです。伊藤警部は他の警察官から見放されたのかもしれない。

伊藤警部は、1段28cmの奥行の階段で、1段ちがいで大河原さんと上下で向かい合ったときに、大河原さんに下から突き上げられたと言うのですが、実際にやってみればわかります。この状況では身体がびったりくっつく距離で突き上げどころではないのです。

次回はいよいよ大河原さんを追い詰めた当時の監察官が証人として登場します！ぜひ、お出かけください。

日時：7月26日（水）午後2時～4時  
場所：群馬県庁26階（人事委員会）

### カンパをありがとう

2005年12月30日から本年6月30日現在までのカンパの延べ人数は7人、総額は63,000円でした。

警察ネット発足後から現在までのカンパ延べ人数は122人、総額3,460,660円となりました。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。

これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264  
加入者名 明るい警察を実現する  
全国ネットワーク

※ 賛助会員会費(6,000円)のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク

代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地  
四谷ニューマンション309  
さくら通り法律事務所内

TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856

E-mail: police@ombudsman.jp

## 明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第5号 ～2006年7月～

### 警察ネット支援事件が大勝利！

警察ネットが支援してきた仙波敏郎さんの不当配転事件について、人事委員会はきっぱり「違法」と認定。警察内部の嫌がらせの実態も詳細に認定。仙波さんが大勝しました。が、本当に追及されるべき問題は追及されないままの終わりでした。

仙波さんと、仙波さんを支えてきた東さんに寄稿していただきました。



(写真左から弁護団長の薦田弁護士と仙波さん。)

### 「うれしい。しかし、裏金問題は未解決」

愛媛県警鉄道警察隊  
巡査部長 仙波 敏郎

昨年1月20日、私は愛媛県警察で長年、組織的に裏ガネ作りが行なわれてきたことを記者会見して明らかにしました。その後、拳銃の取り上げ、配置転換の処遇を受け、配転先の県警本部通信指令室で、格別の仕事を与えられることなく、窓の外に広がる松山城を眺めて過ごす毎日を送ってきました。気がつけば1年4ヶ月が経過していました。定年までのあと2年10ヶ月もそうだろうと思っていたところ、思いがけなく、人事委員会から「配転処分取り消し」の裁決をいただき、元の職場である鉄道警察隊に復帰することが出来まし

た。軟禁状態から解放され、これ以上の喜びはありません。これもひとえに、皆様方の暖かいご支援のおかげで、感謝の気持ちでいっぱいです。

しかし、不当な処分は撤回されましたが、裏ガネ問題が解決したわけではありません。むしろ、風化の兆しすら感じるこの頃です。この問題が解明され、責任の所在が明らかにされない限り、私の戦いに終わりはありません。今後とも、変わらぬご支援を賜りますよう、お願いします。

(平成18年6月10日)

### 愛媛県人事委員会採決に思う —否定できない全体像のゆがみ—

仙波さんを支える会世話人  
東 玲治

### 仙波さん、現場に復帰！

ご承知の通り、仙波さんの不服申し立てに対し、愛媛県人事委員会（委員長、稲瀬道と弁護士）は6月7日、配転は違法、不当な処分、これを取り消すという裁決を公表、仙波さんは配転前の鉄道警察隊に復帰、JR松山駅で勤務を始めた。



### 内部告発、報復人事、不服申立て

仙波さんは昨年1月20日に現職警察官でありながら、県警で長年、組織的な裏ガネ作りが行なわれ、幹部が私腹を肥やしてきたことを記者会見して「告発」した。仙波さんはその日のうちに拳銃を取り上げられ1週間後には鉄道警察隊から同じ地域課に属する通信指令室に配転を命じられた。このため、この2つの処分は告発に対する報復であり、他への見せしめだとして人事委に不服を申し立てた。

### 勤務内容は不利益処分

人事委の裁決は、任命権者の裁量権を幅広組むとめる傾向に歯止めをかけた昭和61年の最高裁判例「公務員の身分、俸給、勤務場所、勤務内容などで不利益がなくても、他に特段の事情がある

場合には、処分取り消しの余地がある」を基に、配転により、身分俸給などには不利益が認められないが、勤務内容については「著しく少なく、本来公務員が分担するに相応しい内容を備えていない」などとし、軟禁に等しいという仙波さん側の主張を全面的に認め、これは不利益処分当たるとした。

#### 内部告発への配慮が必要

裁決はさらに、最高裁判決が示した「特段の事情」についても言及し、配転後にポストが新設されるなど、配転は恣意的で県警の言う「行政目的上の必要性も認めがたい」と指摘、配転を発令した直属上司・地域課長の任命権の乱用に当たると判断を示した。

また裁決は、社会通念上許されるかどうかについても判断し、「配転は告発会見との間に強い関連性があり、告発内容に問題があって何らかの処分が行なわれたならともかく、それは全く問題にされていない」と事実上報復的な人事とみなし、「(告発会見は)公益を図る目的に出たものであることを公言していることに鑑み、少なくとも会見したこと自体により不利益を与えることの無いよう慎重な配慮が求められるところ、そのような配慮がなされることなく処分が行なわれ」社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとした。

これらのことから配転は「任命権者の裁量権の範囲を逸脱した違法、不当な処分」に当たるとして、取り消すべきものと判断している。

#### 拳銃の取り上げも問題

裁決は、拳銃の取り上げについては処分には当たらないとしながら、「自傷他人の恐れがある」という県警の主張には認められないとした。拳銃は取り上げから2ヵ月後に返還されており、裁決の直接的な効果はないが、仙波さんに「不適格警察官」の烙印を押し、告発内容の信憑性を傷つけようとした県警の意図は打ち砕かれ、仙波さんの名誉回復が図られたことの意義は大きい。

裁決はまさに社会通念のなかったものといえ、高い評価を受けている。



#### 県警本部長の責任追及をしない人事委員会の限界

しかし、問題がないわけではない。最大の問題は、配転などの責任をひとりの課長に転嫁したことだ。仙波さんの告発は、愛媛県警のみならず、全・警察組織を揺るがせるものであ

った。その仙波さんの処遇に最高責任者で野心的な県警本部長が無関心、無関係であるはずはない。誰が見てもそれは明らかだ。仙波さん側は、本部長の関与を立証するために証人申請したが、人事委はこれを認めず、審理を打ち切っている。

その結果、裁決は任命権者は本部長であり、地域課長はその一部について委任されていることを認めながら、「本部長が配転を行ったという外形的事実認められない」の一言で片付け、配転辞令の交付者が地域課長であることを理由に、課長に責任を押し付けた。これは法律家(人事委員長は弁護士)特有のロジックで、常識にはなっていない。関与を疑わせる事実はいくらでもあった。証人申請却下は政治的配慮といわれても仕方があるまい。

もっとも、仮に本部長の関与が明らかになったとしても「配転取り消し」以上の裁決はないわけで、結果は同じことになった。それだけに、配慮の入り込む余地があったともいえるのだ。裁決の結果は正しい。しかし、全体像のゆがみはいかんともしがたい。数学と一緒に、途中の計算は間違っていたけれども答えはあっていたということではないか。



#### 人事委員会以外は全員×

それはそれとして、この裁決は重要な指摘を随所でしている。

仙波さんの行動の正当性を認めたこと、県警が簡単に過ちを犯し、それを自らは是正できない体質を持っていること、そういう県警のウソだらけの内部調査を鵜呑みにして、知事も議会も、監査委員も公安委員も告発から1年5ヶ月の間、裏ガネ問題の解明を怠ってきたことなどである。不正の抑止力さえ発揮できず、仙波さんの孤立を放置してきた。人事委員会も彼らも、同じ自治法上の存在であるから、裁決は重く、十分に尊重されねばならない。誰が、何をなすべきかを、裁決は求めているともいえるのだ。

#### 仙波さん国賠訴訟で証人尋問

原田さん、齋藤さん、なんと県警本部長も！

告発に対する報復的配転処分を受けた仙波さんが起こした国賠訴訟で、栗野・愛媛県警本部長ら7人が証人採用され、松山地裁で証人尋問が行なわれることになりました。原田さんらも含まれており、5日の尋問終了後、仙波さんを支える会の「報告集会」(午後6時～、松山・農協会館)で

#### 第1回 警察官のためのなんでも電話相談 — 結果報告 —

事務局長 清水 勉

#### はじめに

警察ネットでは、去る5月20日、21日、27日、28日の4日間、全国9箇所(札幌、仙台、前橋、東京、横浜、名古屋、大阪、松山、福岡)で、現職・OBの警察官とその家族を主な対象として、初めての電話相談をおこないました。その結果を報告します。

#### 結果の概要

相談件数は26件、うち現職・OB警察官とその家族からは13件、それ以外の方からは13件でした。警察関連の相談内容は16件で、警察関係者からは、①時間外手当の不支給とノルマ強制、②Winny対策問題、③裏金問題について、それ以外の方からは、④職務質問と、⑤指紋・顔写真の強制について相談がありました。

件数は決して多くはありませんが、北海道以外でも相談電話が相当数あったことからすると、現場の警察官の警察ネットに対する期待は徐々に高まりつつあるのかもしれない。

#### 時間外手当の不支給

警察官からはとくに①②が多く、①は依然として現場の状況は変わっていないことを示していると思われまます。「長年、刑事をやっている。月間100時間の残業をするが、手当は4分の1から3分の1。休日もろくにない。現場では働く意欲が低下している。疲れ切っている。現場のだれもが感じている。口に出せば飛ばされるのが分かっているので、だれも言わない。幹部は予算要求してくれない」という声がありました。現場の警察官は切実です。



警察ネットでは、6月5日、北海道公安委員会に対して、時間外手当とノルマの問題について公開質問状を提出しました。その後、道警は「文書回答しない」と電話してきました。

#### Winny問題の余波

②は最近広く報道された愛媛県警におけるWinny捜査情報漏えい事件をきっかけにして、警察庁が全国の警察組織に一斉に私用パソコンの使用の禁止、念書の提出をしたことで、現場が困惑しているというものです。

愛媛県警は、去る6月16日、流出情報が実際に愛媛県警の捜査情報であることを認めル内容の『調査結果報告書』を公表しました。しかし、その内容にはかなり問題があります。『報告書』は、他の自治体職員には全員、パソコンが支給されているのに、「第一線で勤務する警察職員の大半が、公費整備パソコンの配分を受けておらず」(3頁)という実態になっている原因については、まったく言及していません。それどころか、まるで私物のパソコンを使用せざるを得なかった警察官個人が悪いような説明をしています。

#### 今後の相談活動

今回あった相談内容の中でとくに面接相談を希望する方については面接相談を開始しています。ここから新たな問題提起が始まる可能性があります。公に展開することが決まりましたら、発表します。

また、秋以降に第2回なんでも相談を行うことを計画しています。



#### 現場の警察官からも疑問が続出

**こんなものいらない、共謀罪！**

次の国会でも立法化の議論がされるであろう共謀罪。警察ネットの会員の間でも共謀罪が話題になっています。そのやりとりの一端を紹介します。

#### 事務局長

現場の警察官も共謀罪の立法化に疑問を持っているという報道がなされています。警察の実情を知れば知るほど、「必要なのは共謀罪かい?」「必要なのは、現場を知らない官僚支配ではなく、現場(の警察官)重視ではないか?」という疑問を感じます。

#### 会員(元警察官)

おっしゃるとおり、共謀罪は現場にとって益するどころなく、ありがた迷惑だというのが本音でしょう。また、地方の警備公安のうらぶれた実情を考えると、この法律によって市民を大弾圧する局面は、近々にはないと見ます。が、将来のこととなると、疑問が残ります。

まず、近年叩かれることの多い警察、法務官僚



## 控訴審を終えて

元高知県警・警部 片岡壯起

### “組織”による切り捨て

私は、平成15年1月17日に、前所属時の元部下（巡査部長）の収賄（饗応接待）事件に巻き込まれ、事実誤認が先行した思い込み捜査とミスリードで汚職警察官に仕立て上げられました。そして、挙げ句の果てには、関係が無くなっている元部下の不祥事に対する監督責任を取らされ、停職6ヶ月の不当な処分を受けると同時に、“依頼”退職を強制され、警察を去ることになりました。収賄事件を捜査した県警本部（“組織”）は、事件関係者の取調べから、私が事件には関与していないと知りながら、“組織”の体面と防衛を最優先するため、元部下に誘われ何度か店に入店したところのある私に目をつけて、人身御供にして切り捨てることを選びました。

### 自白の強要、そして辞職

私は、“組織”の“上”から命令を受けた取調官から、懐柔と恫喝工作を受け、辞職はしなくても良いと言う前提の下、嘘の自白調書の作成に応じました。

しかし、“組織”は約束を反故にし、手に入れた自白調書を盾に、懲戒免職・起訴（逮捕を含む）を選ぶか、依頼退職・起訴猶予を選ぶか、と私に二者択一を迫りました。私はやむなく退職の道を選びました。



### 提訴を決意

逮捕はされず、起訴もされませんでした。信じ切っていた“組織”のあまりにも理不尽な処分にどうしても納得することができませんでした。妻ともよく相談した上で、名誉と身分回復を求めて、平成15年4月、県警を相手に、行政処分（辞職承認と懲戒処分）の取消訴訟を高知地方裁判所に起こしました。

### 予想外の敗訴判決

裁判では、事件に関係した警察官の証人尋問が成功し、私の主張が裏付けられ、強い手応えを感じました。平成17年11月26日に判決が出ました。判決は、無情にも「取消請求棄却」の敗訴でした。

判決理由は、私の主張を一切無視し、法廷での警察官の証言も無視し（!）、県警の主張だけを採用した到底納得できないものでした。8日後、12月4日、私は控訴しました。

### 収賄の事実はない!

控訴審からは、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」に相談し、支援を受けることになり、ふたりの弁護士さんが弁護を引き受けてくださることになりました。一審のときからの弁護士さんとの三人体制になりました。原田さんも警察組織の内部事情に精通している者として、いろいろ助言してくださいました。

その結果、次々と新たな証拠を発見しました。そして、ついに、“組織”も検察も、私が処分された当時、そして現在に至るまで、処分理由とした私の収賄事実に関する証拠を持っていなかったということ、突き止めることができました。私に対して自白の強要があったことも、同時に明らかになりました。

控訴審は、異例の8回の審理を経て、平成18年5月16日に結審しました。

判決は、同年7月14日と決定し、後は判決言渡しを待つだけとなりました。

今度こそ、公平な判断が下されることを、切に切に希望します。



### ■ 弁護士からのお知らせ ■

弁護士 清水 勉

片岡さんの事件はすでに結審しています。ところが、片岡さんの“贈収賄”事件が問題になっていた平成14年暮れ前後、高知県警の窪川署で同様の飲食接待があったことを、県警が揉み消そうとしていた事実が最近になって発覚し、関係者が懲戒処分を受けました。この事件は、処分の公平性に疑問があるとともに、当時、興行ビザで入国した外国人女性がキャバレーでショーに出演するほかにホステスもしていることが違法だという認識が、高知県警内になかったことを示す事情でもあり、当時の片岡さんの違法性の認識にも影響する問題です。

そこで、急遽、6月17日、弁論再開の申立をしました。県警側は「再開する必要はない」という主張。7月3日、裁判所は「弁論再開せず」。弁論を再開するまでもなく・・・逆転判決なのか、一審判決維持なのか。

原田さんらが詳細報告の予定。

▶ 9/5（火） 10時～14時20分 原田宏二（警察ネット）、齋藤邦雄（同）、14時半～16時半 上甲（元県警生安部長）、鷹羽（元県警地域課調査官、変更あり）

▶ 9/26（火） 10時～12時 亀岡（元大洲署会計課長、欠席の可能性あり）、二宮（松山東署長、仙波さん同期）、13時～16時半 栗野（県警本部長）

☆☆多数の場合は抽選。30分前に抽選受付開始。

### 片岡さんの事件が結審

高松高等裁判所に係属していた片岡さんの懲戒処分取消等請求裁判が5月16日に結審しました。判決言渡しは7月14日午後1時10分です。

高裁では、片岡さんの収賄事実を裏付けるはずのキャバレーの伝票類を証拠として提出。これが収賄事実の裏付けにならないことを証明しました。県警は反論できませんでした。裁判所がちゃんと証拠をみてくれば、今度こそ勝訴ですよ、片岡さん。

今回は、片岡さんの奥さんにこれまでだれにも打ち明けたことのない思いを書いていただきました。片岡さんにも手記をお願いしました。



### 主人の裁判を通じて私が感じたこと

元高知県警・警部片岡壯起の妻 昌子

### 平成14年12月23日

私が主人の事件について初めて聞かされたのは、忘れもしない平成14年12月23日のことでした。

当時、主人は高知市の自宅から約140km離れた土佐清水市の清水署に単身赴任していました。私の両親は土佐清水市に住んでおり、母の誕生日が近かったこともあって、その日は朝早くから高知を出て清水へと向かいました。

久しぶりに会う主人は、初めての課長職で神経を使っているのか、疲れている様子でしたが、その態度には変わりはなく、いつものようにたわいのない話をするなかで、主人はこんなことを口にしたのです。

「高知署当時の元部下が友達のキャバレー経営者

から接待を受け、情報漏洩をしたらしい。前に、その部下に連れられて、その店にお酒を飲みに行ったことがある。その件で本部が25日に事情聴取をしたいと言っているの、明日高知に帰ることになった」

主人は、「自分は少しもやましいことがないので大丈夫」と、あまり気にした様子はありませんでした。

主人は仕事一筋の人間であり、お酒を飲む機会は、課の全体会の飲み会ぐらいであり、個人的に同僚の方と飲みに行くこともなく、仕事から帰ってくると、外に出かけることもありませんでした。たまにある休みの日は、自分のことよりも、家庭サービスを優先してくれ、私にとって良き夫であり、子供にとっても良き父親でした。

そんな真面目な主人を20年以上一番近くで見ている私にとって、今回のことについては主人同様、本部から呼び出しを受けたことに、何の不安も抱きませんでした。

### 「真実を通したい」「それだけはやめて」

ところが、25日の夜、本部で事情聴取を終えて帰宅した主人は、帰宅するなり血相を変えて、本部が自分の話をまったく聞いてくれないということ、元部下の仲間だと決めつけられ収賄被疑者にされているということ、などを怒りを露わにして私に訴えたのでした。

日頃、温厚な主人がこれほど怒りを露わにする姿を私は初めて見ました。

次に呼ばれた日、帰宅した主人から、取調べを担当した刑事さんに、疑いを否認すると「組織のために“ごめんなさい”でいってくれ」と頼まれ、不本意ながらも仕方なく組織の意向に従った供述をすることになったと聞かされました。

しかし、主人は組織のためとはいえ不本意な供述をすることになり、「今までの自分を全て否定されたことになる」と言って、ひどく落ち込んでいた姿を、今でもよく憶えています。

当時、主人は、犯人扱いされたことに納得できず、私に「真実を通したい。場合によっては逮捕されるかも知れないが、それでもかまわないか」と訴えてきました。しかし、高校生だった子供のことを考えると、私は「うん」とは言えず、「それだけはやめて」と言いました。

その時の主人の悔しそうな顔は今でも忘れられず、思い通りにさせてあげられなかったことに悔いが残っています。

私は、主人の悔しそうな姿



を見て、私たち家族が大変な事件に巻き込まれたことを初めて感じました。

### 「こたあない。こたあない」

年も明けた正月のことでした。当時の清水署の署長から「奥さん、大変やろうけど、大したことないから大丈夫やからね」と言われました。また主人も当時の高知署の課長さんや、顔見知りの監察課の森山さんから「こたあない。こたあない。(大したことはない)」と言われたということをお話してくれていましたので、私は、嵐は一時的なものですぐに収まると思い安心していました。

ところが、1月15日早朝、監察課の森山さんから一本の電話で、私たち家族の運命が大きく変わるようになったのです。

電話は私が受けて主人に取りついたので、受話器の向こうから聞こえてくる森山さんの声は明るく、私はその様子から署長さんたちが言うとおおり、「処分は本当に大したことがないんだなあ」と思い、安堵したのです。

電話の用件を主人から聞くと、「印鑑を持って監察課に来てくれ」とのことでした。主人は印鑑を持って警察本部へ出かけて行きました。



### 「辞めてきたで」

本部から帰ってきた主人の顔は強ばっていました。主人は「辞めてきたで」と言いました。私は主人が何を言っているのか理解できませんでした。話を詳しく聞いてみると、昨日、本部長が検事正に呼び出され、主人を辞めさせなければ起訴すると言われていたこと、検察庁の処分の条件が主人を依願退職させること、本部長も主人を依願退職させようとしており従わない場合は懲戒免職にするつもりだと聞かされ、森山さんに「依願をせえ、依願退職をせえ」と何度も強要されたと言うのです。

依願退職をしなければ懲戒免職だ、と言う二者択一を迫られ、主人は混乱した頭のまま依願退職してきたのです。

それでも、そのときは、私はしばらくの間、何がなんだかわかりませんでした。ふと我に返った時、組織に騙されたのだと思いました。もう後の祭りでした。

この瞬間から私たちの地獄の日々が始まりました。

年老いた親に心配をかけることになる、遠く離れて頑張っている息子に何て報告しよう、今日帰ってくる娘に何て言おう、これからの生活はどう

なるのだろう、不安・悲しみ・怒りが頭の中を駆けめぐりました。

### 「離婚せんよね？」

主人は退職させられた後、日に日に元気をなくして行きました。「何でこうなったのだろうか。自分は何をしたことになっているのだろうか」。自分が置かれている状況を受け入れることができずに落ち込んでいる主人をどうしてやることもできませんでした。こんな時こそ私が主人を支えなければと思うものの、一緒に落ち込む日々が続きました。

そんな中、私は精神的ストレスによりヘルペスを発病してしまいました。主人は病気で寝込んでいる私の代わりに、娘の面倒や家事をしてくれました。主人は人一倍責任感の強い人です。自分が一番辛く悲しいはずなのにそれでも頑張っている姿を見て、寝込んでいる場合ではないと気持ちを奮い立たせました。痛む身体に鞭を打ち、あえて平素を装うようにしましたがやはりというか長続きはしませんでした。

そしていつのまにか無意識に二人で死に場所を探していました。でも、フッと二人の子供の顔や親の顔が頭をかすめました。そして我に返り死ぬのを思い留まる、ということが幾度もありました。子供が帰ってくるまでに気持ちを切り替えて笑顔で「おかえりなさい」というように努力しました。しかし、後になって知ったことですが、子供は私たちの異変に気づいていたそうです。「もしかして…」という思いが頭から離れず、学校から家に帰ってくるまでは不安でしかたなかった、と。子供なりに心配して、辛い思いをさせてしまったなあと反省しました。

また、娘には「離婚せんよね？」と聞かれたことがありました。離婚することなど少しも頭になかった私は、なぜ娘がそんなことを言うのか不思議に思い、「離婚せんよ。どうして？」と聞きました。すると「今、離れて一人にしたらお父さんは多分死んでしまうで」と言ったのです。そんな風に娘の目に映るほど、主人は生きる気力をなくしていたのです。



### ショックだった警察官の奥さんたちの反応

主人が事件に巻き込まれたことで、家族である私たちを見る世間の目も冷たく変わりました。

ある日、娘と二人でスーパーに買い物に行った時のことでした。視線を感じて、ふと振り返ると近所の警察官の奥さんが、今回の事件を知ってい

るのか、今までなら声をかけてくれていたのにその時は遠くから私たちを好奇の目で見てるように感じました。そして目が合うとバツが悪そうに、そそくさとその場を去って行きました。同じようなことがその後も度々ありました。

私と主人が結婚した当時の上司であった人の奥さんが、私が親しくしている友人に電話をして、「そんな人とこれからも付き合いを続けるの?」と言っていたという話を聞いたときには、その奥さんとは、以前は親しい付き合いをしていた仲ただけに、ショックでした。友人は、「私たち家族は20年近く付き合い分かっていてので、今まで通りお付き合いします」と言って電話を切ったそうです。

警察社会は、家族まで陰湿な虐めが及ぶと言う異常な世界でした。

### 正義への疑問

今までの私は、正義は勝つ、真実は一つと生きてきました。

しかし、一番で敗訴した後、私は今まで子供には、正直に生きなさい、嘘をついたらいかん、自分がされて嫌なことは人にしたらいかん、と教えてきたことが、果たして正しかったのか？嘘をついても、ずるいことをしても自分さえ良ければいいのだと教えた方が良かったのか？未だ私の中で結論が出ていません。

正義の味方であるべき警察官が組織や自分の身を守るためとはいえ、人の家庭のことなど何も考えずに平気な顔をして、法廷で、軒並みつじつまの合わない嘘を証言したことはショックを通り越して、悲しいことでした。

真実を追及すべき裁判官が、不正を見て見ぬふりをしたり、無視したりする現実を知らされ、ショックを受けました。

### ひと筋の涙

あの日からの3年4ヶ月の中で私が一番辛かった瞬間。それは主人が依願退職という名目で辞めさせられた直後、二人で昼食を食べようとした時に主人の目から流れた、ひと筋の涙を見た時でした。

今回この手記を読むまで、あの涙を私に見られたということに、主人は気づいていないと思います。あのひと筋の涙が、主人の思いの全てを物語っているような気がしました。



### 原田さんからの電話

一番嬉しかった瞬間は、主人と二人どうしようもなく落ち込み、気晴らしのドライブに出かけ、正直なところ生きる気力をなくして家に帰ってきた時のことでした。

留守電のメモリーに見知らぬ番号が何度も入っていたのです。「誰だろう？知らない番号やね」と話していると、また同じ番号から電話がかかってきました。

電話に出た主人から弾むような声が聞こえたのは、電話を受けてしばらく経ったことでした。それは久しぶりに聞く主人の明るい声でした。「誰だろう？」その時は漠然とそう思いました。電話を終えた主人から電話の相手が、あの原田さんであったことを聞きました。

理不尽な疑いをかけられて何を言っても信じてもらえず、生きる気力をなくしていた主人にとって、一度も会ったことも話したこともない原田さんが、主人の話聞いてくれて、「片岡さんの言うとおおり。よくわかるよ」と優しくしてくれたことが、どんなにうれしかったことでしょうか。更に、原田さんは「一人で悩んでちゃだめだよ。僕ができることは何でもしてあげるから」と言ってくれたそうです。

この話を聞いて私は、主人に神様が現れてくれたのだと思いました。何よりも救われたのは、主人の話聞いてくださり、それを信じて力をかしてくださるということでした。

原田さんの電話をきっかけにして、警察ネットのふたりの弁護士さんにも力になっていただけることになりました。



すでに一番で負けていた主人を理解し助けてくれる人たちが現れ、私たちの心を強くしてくれました。そして、励ましてくれる友人、支えてくれている両親、子供のために、自分たちのためにも真実を訴え続けていこうと思ったのです。

### 控訴審判決への期待

裁判をするということは、当事者にとって、金銭面、精神面で大きな負担がかかり、一番苦痛なのは、裁判が始まってから終わるまでの長い時間です。

その苦痛を主人と家族は、全て受け入れて、必死に戦っています。控訴審では、是非とも、先入観のない真っ白な心で、主人の事件を判断して頂き、説明責任を果たした納得のいく判決をして頂きたいと願っています。